

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 26 年 12 月 8 日

新潟市長 篠田 昭



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
北区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 26 年 11 月 26 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況
 - 経営体数
 - 法人 13 経営体
 - 個人 285 経営体
 - 集落営農（任意組織） 0 組織
 - 認定農業者 266 経営体
 - 認定就農者 0 経営体
 - その他の農業者 32 経営体
 - 担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

4 地域農業の将来のあり方

(1) 将来の農地利用のあり方

中心的経営体同士で農地を交換することにより、農地の連坦化を図る。

(2) 生産品目、経営の複合化、6次産業化等のあり方

- ・土地利用型を主体とする地域では、地域の中心となる経営体への農地集積による規模拡大を推進し生産性の向上を図るとともに、複合化による作業の周年化を図ることにより新規就農者の雇用を促進する。
- ・園芸を主体とする地域では、6次産業化や高付加価値化による収益性の向上を図るとともに、新規就農を促進し地域の中心となる経営体の育成を図る。
- ・中心となる経営体と連携する者（兼業農家・自給的農家）は、農地の貸付け、水管理、農業用機械のオペレーター等の役割を担うほか、これまでの知験を生かした技術指導や助言を行う。

5 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

効率的な農地利用のため、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構を活用する。

1 協議の場を設けた区域の範囲

東区・中央区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年11月26日

3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	3 経営体
個人	58 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織
認定農業者	50 経営体
認定就農者	0 経営体
その他の農業者	11 経営体

○ 担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

4 地域農業の将来のあり方

(1) 将来の農地利用のあり方

中心的経営体同士で農地を交換することにより、農地の連坦化を図る。

(2) 生産品目、経営の複合化、6次産業化等のあり方

- ・土地利用型を主体とする地域では、地域の中心となる経営体への農地集積による規模拡大を推進し生産性の向上を図るとともに、複合化による作業の周年化を図ることにより新規就農者の雇用を促進する。
- ・園芸を主体とする地域では、6次産業化や高付加価値化による収益性の向上を図るとともに、新規就農を促進し地域の中心となる経営体の育成を図る。
- ・中心となる経営体と連携する者（兼業農家・自給的農家）は、農地の貸付け、水管理、農業用機械のオペレーター等の役割を担うほか、これまでの知験を生かした技術指導や助言を行う。

5 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

効率的な農地利用のため、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構を活用する。

1 協議の場を設けた区域の範囲

江南区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年11月26日

3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 13経営体

個人 256経営体

集落営農（任意組織） 0組織

認定農業者 211経営体

認定就農者 1経営体

その他の農業者 57経営体

○ 担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

4 地域農業の将来のあり方

(1) 将来の農地利用のあり方

中心的経営体同士で農地を交換することにより、農地の連坦化を図る。

(2) 生産品目、経営の複合化、6次産業化等のあり方

・土地利用型を主体とする地域では、地域の中心となる経営体への農地集積による規模拡大を推進し生産性の向上を図るとともに、複合化による作業の周年化を図ることにより新規就農者の雇用を促進する。

・園芸を主体とする地域では、6次産業化や高付加価値化による収益性の向上を図るとともに、新規就農を促進し地域の中心となる経営体の育成を図る。

・中心となる経営体と連携する者（兼業農家・自給的農家）は、農地の貸付け、水管理、農業用機械のオペレーター等の役割を担うほか、これまでの知験を生かした技術指導や助言を行う。

5 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

効率的な農地利用のため、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構を活用する。

1 協議の場を設けた区域の範囲

秋葉区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年11月26日

3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	8 経営体
個人	242 経営体
集落営農（任意組織）	5 組織
認定農業者	211 経営体
認定就農者	0 経営体
その他の農業者	44 経営体

○ 担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

4 地域農業の将来のあり方

（1）将来の農地利用のあり方

中心的経営体同士で農地を交換することにより、農地の連坦化を図る。

(2) 生産品目、経営の複合化、6次産業化等のあり方

- 水稻を基幹として、花き花木、果樹、野菜、畜産などの複合経営が多く、今後もこの傾向はつづくものと考えられる。
- 特に花き花木は全国有数の産地であり、その中でもボケは日本一の生産と品質を誇っている。またアザレアや近年クリスマスローズの生産にも力を入れている。果樹で平核無柿の原木があることから柿は、佐渡・巻に続く主産地である。
- 生産技術や機械化では、一定水準の生産体制を確保し、今後中心となる経営体への農地の集積が進むものと考えられる。これにより大型機械等の導入要望が増加することが予想される。
- 水稻の担い手は一層の規模拡大を進めるとともに、真に売れる米づくりに向け、低農薬米・低コスト米・新規需要米を含めた付加価値のある米の生産を行うものと思われる。
- 農家の子弟を中心に新規就農が進んでいるが、後継者のいない農家も多く存在している。こうした農家から中心となる経営体へ農地の集積が進む傾向にあり、今後も拡大する。
- 野菜関係では、農協を中心とした比較的規模の大きな農産物直売所があることから、今後期待が持てる。
- 若い担い手農家を中心に米粉や特産野菜を加工販売する意欲ある農業者が見られるようになった。今後期待が持てる。
- 中心となる経営体以外の農業者については、引き続き集落ぐるみの活動を維持し、水管理・農道等の維持管理など協力することにより地域の水田農業を側面からサポートする。

5 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

効率的な農地利用のため、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構を活用する。

1 協議の場を設けた区域の範囲

南区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年11月26日

3 当該区域における農業において中心的役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	35経営体
個人	224経営体
集落営農（任意組織）	0組織
認定農業者	245経営体
認定就農者	2経営体
その他の農業者	12経営体

○ 担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

4 地域農業の将来のあり方

(1) 将来の農地利用のあり方

中心的経営体同士で農地を交換することにより、農地の連坦化を図る。

(2) 生産品目、経営の複合化、6次産業化等のあり方

- ・水稲、大豆を基本とした作業体系で複合化と規模拡大を行い、併せて野菜、花卉、果樹の栽培で通年農業を確立する。
- ・野菜の生産～加工～販売体制の一元化を図る。
- ・特別栽培米の作付拡大及び有機栽培米の取り組みの実施を図る。
- ・「農の雇用事業」の活用で、法人の担い手を確保する。
- ・「水稲直播」を導入することで、繁忙期の作業体系の改善並びに農作業の施設経費面での合理化を図る。

5 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

効率的な農地利用のため、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構を活用する。

1 協議の場を設けた区域の範囲

西区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年11月26日

3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 12経営体

個人 151経営体

集落営農（任意組織） 0組織

認定農業者 133経営体

認定就農者 1経営体

その他の農業者 29経営体

○ 担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

4 地域農業の将来のあり方

(1) 将来の農地利用のあり方

中心的経営体同士で農地を交換することにより、農地の連坦化を図る。

(2) 生産品目、経営の複合化、6次産業化等のあり方

◎地域の中心となる経営体のあり方

・効率的かつ安定的な経営体を育成するため、地域の中心となる経営体に農地を集積し、経営所得安定対策への加入を誘導する。

・地区における担い手の明確化と育成確保を推進し、全市的な担い手のネットワークを整備、構築する。

・集落営農の組織化に向けて主体的な役割を果たす地域リーダーの育成とネットワークの活用、必要な事業を実施する。

◎それ以外の農業者のあり方

・農地利用集積円滑化事業を通じ、地域の担い手への農地集積に協力する。

・集落ぐるみでの農地保全活動に協力する。

5 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

効率的な農地利用のため、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構を活用する。

1 協議の場を設けた区域の範囲

西蒲区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年11月26日

3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 37 経営体

個人 405 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

認定農業者 383 経営体

認定就農者 1 経営体

その他の農業者 58 経営体

○ 担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

4 地域農業の将来のあり方

（1）将来の農地利用のあり方

中心的経営体同士で農地を交換することにより、農地の連坦化を図る。

(2) 生産品目、経営の複合化、6次産業化等のあり方

現在西蒲区管内では、認定農業者が842名（法人含め）おり、その9割以上が土地利用型農業を営んでいる。

厳しい経済状況下、後継者は思うように育成されず高齢化が進行しており、農家数は減少している。この傾向は、経営規模にかかわらず、大規模農家にもみられ、後継者不足が深刻化している。一方、経営基盤のしっかりとした組織には、後継者が存在しており、今後の維持発展も期待できる。そのため、担い手は経営規模拡大によるスケールメリットを生かした営農を視野に入れ、コストを削減し、経営基盤を盤石なものにする必要がある。今後、当該農業者の意向を視野に入れながら、農地の出し手、受け手の情報を共有する関係機関が、全体的な視点の上で連携し、農地集積協力を積極的に活用しながら、担い手への農地集積を図る。

また、西蒲区管内では新規就農の相談も増加しており、認定就農者も年に2～3人認定されている。青年就農給付金の活用を図り、長期継続的な営農及び、地域農業の受け皿となれるよう各関係機関、地域農業者とともに支援していく。

連携する農業者は農地の出し手となり、既存農業者はもちろん、新規就農者への指導等を担い、地域の営農活動に間接的に参加していく。

5 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

効率的な農地利用のため、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構を活用する。